

F.S.A. Styling Map 検定 規約



2014年4月1日 施行

2019年4月1日付

第1条（目的及び名称）

本検定は、一般社団法人日本ファッションスタイリスト協会（以下、「当協会」という）によるスタイリングの普及及びスタイリストの知識・技術レベルの評価・認定を目的に実施され、名称を『F.S.A. Styling Map 検定』（以下、「本検定」という）と称する。

第2条（運営者）

本検定は当協会が運営し、事務局を以下の所在地におく。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-18-8 ニュー関口ビル 4F

第3条（実施要項の公示）

本検定にかかる、検定を実施する業種、検定レベル、受検資格、検定料、申込期間、申込方法、日程・会場等については、「F.S.A. Styling Map 検定 実施要項」（以下、「実施要項」という）に定めるものとし、実施要項は当協会の公式 Web サイト（<http://stylist-kyokai.jp/>）にて、公示するものとする。

第4条（検定実施方針）

1. 本検定は、当協会及び認定校の別途定める時期及び頻度において実施される。
2. 当協会は、本規約及び実施要項の定めるところにより、本検定を公正かつ厳正に実施する。

第5条（検定の種類）

本検定は業種別に以下の 6 種類の検定を設け、その詳細については当協会が別途これを定める。

1. F.S.A. Styling Map 検定 ファッションスタイリスト
2. F.S.A. Styling Map 検定 ヘアメイクスタイリスト
3. F.S.A. Styling Map 検定 ネイルスタイリスト
4. F.S.A. Styling Map 検定 ブライダルスタイリスト

5. F.S.A. Styling Map 検定 スーツスタイリスト
6. F.S.A. Styling Map 検定 パーソナルブランディングスタイリスト

第6条（検定レベル）

検定レベルの名称及び各レベルに求められる知識・技術水準は以下の通りとし、その詳細については当協会が別途これを定める。

1.<ジュニア>レベル

【知る】

- ① スタイリングと Styling Map の基礎知識を身につける。
- ② 学習で初歩的な分析や分類方法を習得する。

2.<プレイヤー>レベル

【できる・使える】

- ① 思考・言動パターンを活かした接客スキルを身につける。
- ② デザイン画でスタイリング提案ができる。
- ③ 多数の人の分析・分類ができる。
- ④ 幅広いアイテムの分析・分類ができる。
- ⑤ <ジュニア>レベルで学んだ基礎知識をベースに分析を深め、分析の精度を上げる。

3.<マスター>レベル

<プレイヤー>レベルまでで習得したことの実務実績・成果の、報告・発表を行う。Styling Map を仕事で活かし、その成果を他者にも伝えることができる者を<マスター>レベルと認定する。

第7条（申込手続）

本検定を受検しようとする者は、本検定規約を承認の上、実施要項に定める申込期間内に、所定の申込方法にて手続きを行い、検定料を払い込まなければならない。尚、検定料の払い込みによって申込手続は完了するものとする。

第8条（検定申込みの受付期間、変更、取消）

1. 一般受検<ジュニア>レベル、<プレイヤー>レベルの場合
 - ① 受付期間は、当協会の公式 Web サイトにて公示するものとする。
 - ② 変更及び取消は、ご入金前まで可能。ご入金後は変更、取消の受付不可。
取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
2. 団体受検<ジュニア>レベル、<プレイヤー>レベルの場合
 - ① 1ヶ月前までに当協会へ受検日を通知すること。
受付期間は、検定試験日の14日（2週間）より前までとする。
14日（2週間）をきる申込みは不可とする。
 - ② 変更及び取消は、検定試験日の14日（2週間）より前まで可能。
14日（2週間）以降は変更及び取消不可。
取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
3. <マスター>レベルの場合
 - ① 受付期間は、受検希望日の1～3ヶ月前の期間とする。
1ヶ月をきる申込みは不可とする。
 - ② 変更及び取消は、ご入金前まで可能。ご入金後は変更及び取消不可。
取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
4. 本検定の受検者が払い込んだ検定料は、病気・ケガ等による当日の欠席、遅刻、不正行為による受検資格の失効など、いかなる理由があっても返金しないものとする。ただし当協会の責に帰すべき事由がある場合においてはこの限りではない。

第9条（受検資格）

1. 本検定受検のための資格については受検レベルにより異なり、その詳細は実施要項に定めるものとする。
2. <ジュニア>レベルの受検は、どなたでも受検可能とする。
3. <プレイヤー>レベルの受検は、下記の内容を満たしていることを条件とする。
 - ① 同業種<ジュニア>レベルの合格者であること。または、他業種<プレイヤー>レベルの合格者であること。
 - ② 各業種検定セミナー<プレイヤー>レベルを受講していること。

4. <マスター>レベルの受検は、下記の内容を満たしていることを条件とする。
 - ① 同業種<プレイヤー>レベルの合格者であること。
 - ② 6ヵ月以上の実務経歴があること。
 - ※<マスター>レベルは2年の更新制度とする(更新には更新料¥10,000 税別の納付及び1、2、3の再試験が必須となる)
 - ※認定日を2年過ぎると失効となる
 - ※<マスター>レベル合格者の中で、希望者は当協会HPに個人名を記載する
5. 認定証の有無に関わらず、またいずれの検定レベルにおいても、当協会は申込者が本検定の受検に相応しくないと判断した場合、当該申込者の受検を拒否することができる。その場合の返金については第8条に従うものとする。

第10条 (試験実施の留意点)

1. 試験開始時刻の変更、試験の中止
交通機関の乱れなどで試験実施に影響を与える事態が発生した場合は、試験監督者が当協会に報告し指示を仰ぐこと。天災による受検日の変更によって、検定申込のキャンセル等が発生することはない。万が一、受検日の変更が起こる場合、当初の検定日より1週間以内の日程で設定すること。遅くとも2週間以内、難しい場合は要相談となる。
2. 試験監督者は、「F.S.A. Styling Map 検定 試験監督者用 検定実施マニュアル」にそって行動すること。

第11条 (不正行為)

1. 受検者が本検定実施中に次の各号に掲げる行為を行った場合には、これを不正行為とみなす。不正行為と認められた場合、受検者はその回の本検定の受検資格を失い失格となる。
 - ① 氏名等を偽って受検した場合。
 - ② 受検者本人による受検をしなかった場合。
 - ③ 他の受検者の受検を妨害する行為を行った場合。
 - ④ 受検者が受検資格を満たさないにもかかわらず受検した場合。
 - ⑤ 本検定の進行を妨げる行為を行った場合。
 - ⑥ その他、当協会が不正行為と判断した場合。

2. 合格者に前項に定める不正行為があったことが受検後に明らかになった場合、当協会は合格の認定を取り消すことが出来るものとする。

第 12 条（審査結果の不回答）

当協会は、合否の如何を問わず、本検定の採点結果、合否の理由等、審査結果に関する一切について回答する義務を負わない。

第 13 条（合否通知）

1. 当協会は、本検定の受検者に対し、実施要項に定める合格発表期日迄に、合否いずれかの通知を発送する。
2. 合格の場合、当協会は、第 15 条に定める「認定証」の発送をもって通知を行う。

第 14 条（試験問題返送）

1. 試験終了後は、試験問題を含む全ての書類を配達記録付郵便（宅急便、メール便等）で当協会宛に返送する。普通郵便等で返送した場合の紛失に関して当協会は一切の責任を負わない。
2. 紛失等で当協会へ返送されなかった場合、いかなる理由でも合否は出さないものとする。

第 15 条（認定証）

1. 当協会は、本検定の合格者に対し「認定証」を発行する。
2. 当協会は、認定証の交付を以って、本検定の合格者のスタイリング技術が受検した検定レベルにおいて、第 6 条に定める水準（合格）に達していることを認定する。
3. 認定証の再発行について、紛失等如何なる理由でも 1 名分につき再発行手数料 ¥2,000（消費税別）が発生する。実費送料を含んでいる。但し、振込み手数料は受検者もしくは団体受検申込者の負担となる。
4. 認定証は、配達記録付郵便（宅急便、メール便等）で送付する。

第 16 条（検定の撮影及び公表）

当協会は、本検定の受検者を撮影し、本検定及び検定セミナーの広告物等に使用することが出来るものとし、本検定の受検者はこれを承認する。

第 17 条（個人情報の取扱い）

本検定に関し当協会が入手した個人情報は、以下に挙げる利用目的に限り、当協会が利用できるものとする。

1. 本検定の受検票、受検必要書類等の発送
2. 本検定の「認定証」の発送
3. その他、本検定に関する情報の提供

第 18 条（禁止事項）

本検定において次の各号に掲げる行為を禁止事項とみなす。

1. 当協会または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
2. 当協会に報告なく、本検定を現金、財産、その他経済上の利益と交換する行為。
3. 当協会に報告なく、本検定を営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為。
4. その他、本検定に関する当協会が不相当と判断した行為。

第 19 条（免責事項）

本検定の受検者が本検定に申込み、又は受検したことに関連し、何らかの損害・損失・不利益などを蒙った場合でも、当協会は一切責任を負わないものとする。

第 20 条（裁判管轄）

本検定に関連し、本検定の受検者と当協会の間で訴訟が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 21 条（検定の終了）

本検定の受検者は、諸般の事情により将来、本検定の一部又は全部が終了する可能性があることを、予め了承するものとする。

第 22 条（規約の変更）

本規約は予告なく変更されることがある。

付則

2014 年 4 月 1 日施行

2015 年 7 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2017 年 4 月 1 日改定

2018 年 4 月 1 日改定

2019 年 4 月 1 日改定

F.S.A. Styling Map 検定 認定校規程



2014年4月1日 施行

2019年4月1日付

<前文>

日本ファッションスタイリスト協会(以下、「当協会」という)は、スタイリング並びにスタイリストに係る正しい知識・技術の教育・普及に関する事業及び資格等の検定・認定に関する各事業を行うため、認定校制度を設ける。

当協会は、上記の各事業を行うことを通じてスタイリスト及びスタイリングに関わる知識と技術の水準を高め、スタイリング文化を定着させて国民の創造性と持続可能性を兼ね備えた豊かなライフスタイルの発展に資することを目的とする。

認定校制度は、上記の各事業を適正に実現するために設けるものである。学校や企業など正しい知識・技術を教授するための基準を定め、教育を行う団体を認定するものである。(以下、この認定を受けた団体を「認定校」という)。

第1章 総則

第1条 [趣旨]

1. この規程は、当協会の認定校制度について定め、認定校と当協会との間に適用される。
2. 認定校は、当協会に責任を転嫁することなく、自己責任において、この規程に基づき誠実かつ適正に日本ファッションスタイリスト協会 **Styling Map** 検定を運営し、受講生ら及びその他認定校の関係者（以下、受講生ら及びその他認定校の関係者を総称して「関係者」という）との間に適正な関係を築かなければならない。また当協会は、認定校制度の適正な運営のために必要な助言及び指示をすることができる。

第2条 [認定校の名称使用等]

1. 認定校は、当協会が定める認定校を示す名称を使用できる。
2. 認定校は、当協会が定める認定証を使用できる。
3. 認定校は、当協会が定めるシンボルマーク及びロゴタイプを使用できる。

第3条 [紛争解決]

1. 認定校は、関係者の権利を不当に害することがないように、自己の責任において、関係者に対して時機と状況に応じて必要な説明を誠実かつ迅速に実施するものとし、関係者の同意を必要とする事項については、その同意を得なければならない。
2. 認定校は、関係者からの苦情に対して、自己の責任において、誠実かつ迅速に対応し、不当な要求に対してはこれを拒否しなければならない。
3. 認定校は、関係者との間に紛争を生じた場合には、自己の責任において適正に解決しなければならない。

第4条 [認定校の義務]

1. 認定校は、この規程および協会定款、検定規約などのその他諸規則（以下「規則等」という）を守らなければならない。認定校において、公益に影響する事項、受講生らの権利を害するおそれのある事項、当協会の信用・名誉に影響する事項を生じた場合は、直ちに当協会に報告しなければならない。
2. 認定校は、当協会が行う検定制度を理解しその運営に協力しなければならない。
3. 認定校は、当協会の助言に真摯に対応し、指示には誠実かつ迅速に従わなければならない。

第2章 認定校の認定

第5条 [認定の申請]

認定校の申請者は、以下の書類を申請受付期間内に当協会に提出して認定の申請をしなければならない。

1. 認定校申請書（当協会指定）
2. 担当講師名簿（履歴含む）
3. 授業計画・試験実施予定
4. 学校案内

第6条 [認定審査の基準]

1. 当協会は、申請者について、虚偽の事実の告知・重要な事実の不告知の有無、認定校運営責任者・講師等の資質・能力及びその他の事由を総合的に判断して、その適格性について審査する。
2. 前項の規定にかかわらず、次の法人については、認定を否認する。
 - (1) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする法人
 - (2) 特定の公職の候補者、公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする法人
 - (3) 暴力団、その構成員でなくなった日から5年を経過しない者、及びそれらの統制の下にある法人
 - (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする法人
 - (5) 風俗営業を目的とする法人
 - (6) 認定制度の目的を逸脱した取引上の不当な勧誘を主たる目的とする法人

第7条 [認定審査の手続]

1. 認定申請のため当協会に提出された申請書類は、当協会においてその申請書類から知ることができる疑義および適否について審査する。
2. 前項の書類審査後、当協会において次の項目について審査を行う。
 - (1) 認定講師の在籍有無
 - (2) 授業時間の精査
 - (3) 授業環境、教室内の内覧（広さやライティングの確認）

当協会は、必要があると判断した場合には、さらに書類・資料の提出、面接、訪問、その他の方法により審査を続行することができる。

3. 審査の結果については、速やかに結論を当協会より申請者に通知する。
4. 当協会が認定またはそれを否認した場合には、速やかに結論を申請者に通知する。

第 8 条 [認定校の申請資格]

申請承認後、認定校の申請者は申請資格として認定校料（年間 30,000 円消費税別）を正しく納めなければならない。

認定校料の入金確認をもって認定校として正式登録となり、認定校証書を交付する。同時に当協会の公式 Web サイトにおいて認定校として記載する。

第 9 条 [認定の有効期間および更新]

1. 認定の有効期間は 1 年とする。
2. 認定は、当協会が定める条件及び手続に従い、当協会の同意を得て、認定校料を納付することにより、更新することができる。
3. 有効期限終了の 2 ヶ月前までの更新の申し出がない限り学年度末に自動更新される。次の項目にあたる場合には、当協会に報告をしなければならない。必要に応じては再審査する場合がある。
 - (1) 認定講師の変更や離席などの異動があった場合
 - (2) 導入専攻課程の名称やカリキュラム時間の変更
 - (3) その他付随する変更
4. 認定校証書は 1 年ごとに更新され年度ごとに当協会より送付するので、以前使用していたものは破棄すること。
5. 当協会は、その認定校の受講生らに対して何らの責任を負わない。

第 10 条 [認定内容の変更]

1. 認定校は認定の申請事項に変更を生じる場合には、第 3 条 [紛争解決] に関する事項を明らかにしたうえで、変更の事由に応じて当協会が定める条件及び手続に従い、有効期限終了の 1 ヶ月前までに変更届(指定書式)を提出しなければならない。また、当協会の同意を要する事項については、その同意を得なければならない。
2. 認定校の運営責任者の変更など、認定の運営につき重大な変更を生じるおそれがある事由の変更については、業務の引継ぎを徹底するなど、認定校の運営につき支障をきたさないよう十分な措置をとらなければならない。

第 11 条 [休校]

1. 認定校は、休校をする場合には、事前に休校届を当協会に提出しなければならない。
2. 認定校は、休校に際して、次の措置をとらなければならない。
 - (1) 新規の受講生の募集を停止していること。
 - (2) 現に入学契約を締結する受講生がいないこと。やむを得ない事由により、現に受講生がいる場合には、認定校と開設者の責任において、誠実かつ迅速に受講生への返金・転校等その権利保護のための措置をとること。
 - (3) 受講生らへの誠実かつ迅速な説明を実施し、受講生らとの間に紛議を生じた場合には認定校、開設者及びその責任を引き受ける者が適正に解決することなど、第 3 条 [紛争解決] に関する事項を実施すること。
 - (4) その他当協会が指示した事項
3. 休校していても入金済の認定校料は返金しない。
4. 休校期間は事情を問わず最長 2 年間とする。休校が 2 年を超える場合は、認定校の認定を取り下げたものとみなす。
5. 当協会は、休校した認定校の受講生らに対して何らの責任を負わない。

第 12 条 [認定の取下げ]

1. 認定校は、自主的に閉校するなど認定を自ら取り下げる場合には、次の措置をとったうえで、やむを得ない事由がある場合を除き、認定を自ら取り下げる 2 ヶ月前までに取下届を当協会に提出し、承認を得なければならない。
 - (1) 新規の受講生の募集を停止していること。
 - (2) 原則として、在学中の受講生は進級もしくは卒業させる。やむを得ない事由により、進級もしくは卒業させることができない場合には、認定校と開設者の責任において、誠実かつ迅速に受講生へのその権利保護のための適切な措置をとり、当協会に報告すること。
 - (3) 受講生らへの誠実かつ迅速な説明を実施し、受講生らとの間に紛議を生じた場合には認定校、開設者及びその責任を引き受ける者が適正に解決することなど、第 3 条 [紛争解決] に関する事項を実施すること。
 - (4) その他当協会が指示した事項
2. 当協会は、認定を取り下げた認定校の受講生らに対して何らの責任を負わない。

第13条 [認定の停止及び取消し]

1. 認定校が次の項目にあたる場合には、当協会は認定校としての権利を停止し、取消することができる。
 - (1) 認定校料を3ヵ月以上未納の場合
 - (2) 認定校として認定を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合
 - (3) 当協会の規則等に違反した場合
 - (4) 当協会及び認定校の名誉を著しく失墜させた場合
 - (5) 支払の停止または破産、民事再生手続の開始、もしくは特別清算の申し立てがあった場合
 - (6) 監督官庁から行政処分を受けた、または営業を停止した場合
 - (7) 資産、運用、支払能力に重大な変更を生じた場合
 - (8) その他、当協会が不相当と判断した場合
2. 第8条第2項各号（暴力団等）のいずれかに該当する場合など、重大な規則等違反が明らかな場合には、直ちに認定を取り消すことができる。

第3章 認定校の運営について

第14条 [講師]

1. 認定校の講師は、当協会より認定講師として認定された者でなければならない。
2. 認定校で、当協会以外の者が講師を務める場合、当協会が認定した認定講師1名以上が登録講師として在籍し、検定及び検定における教育全般を管理しなければならない。
3. 認定講師は、在籍中の講師が認定講師育成セミナーを受講し、認定講師としての資格を取得する。〔認定講師育成セミナーについては、＜ジュニア＞レベルは原則6時間以上、＜プレイヤー＞レベルは原則3時間以上かつ＜ジュニア＞レベルの認定講師育成セミナーを終了している者の受講となる。受講料は1時間当たり10,000円（消費税別）にて実施する。〕また、当協会にて受講が困難な場合は、別途相談をすること。当協会から協会本部所属の講師（「本部講師」という）を出向・派遣ができる。当協会以外での受講の場合、受講料・出張経費等は相談のうえ決定する。
4. 認定講師は認定校内部の方に行っていただくことを基本としているが、難しい場合は当協会から協会本部所属の講師（「本部講師」という）を出向・派遣させていただくことも可能。講師料は1時間当たり5,000円（消費税、交通費別）以上からとする。講師料・出張経費等はコマ数や場所によって都度相談のうえ決定する。また、当協会から講師を派遣する場合は、認定講師は在籍していなくてもよい。

第15条 [講師数およびクラス定員]

認定校は、1クラスの定員を50名以内とし、1名以上の担当講師がいなければならない。

第16条 [教育内容]

認定校は、当協会独自のメソッドである「Styling Map」を組み込んだ授業を行わなければならない。

1. ひとつのクラスや団体等につき、＜ジュニア＞レベルは15時間、＜プレイヤー＞レベルは20時間を目安に授業時間数を設けて授業を行うこと。
2. 基本的に受検申込みをした担当者が試験監督者を務めること。難しい場合、同じ所属の学校・企業の者を試験監督者にし、氏名、ふりがな、日中繋がる電話番号を「Styling Map 検定 団体受検申込書」に記載すること。

第 17 条 [一般受検者の受入れ]

1. 認定校と当協会の協議のうえ、一般受検者の受入れの可否を決定する。
2. 受入れが決定した場合、受入れ条件については双方で決定する。

第 18 条 [法令遵守]

認定校は、消費者契約法、割賦販売法、特定商取引法等の消費者保護法、学校教育法及びその他法令を遵守しなければならない。

第 19 条 [個人情報の保護]

認定校は、個人情報保護法の適用の有無にかかわらず、個人情報保護の方針を定め、それに基づき受講生などの個人情報を保護しなければならない。

第 20 条 [設備]

認定校は、施設に関して次に掲げる事項を整備しなければならない。

1. 清潔で、換気、採光、照明が適切に保たれていること。
2. 定員に対して教育を行う為の適切な広さ、設備、教材を備えていること。

第 21 条 [認定校の名称使用]

認定校は、当協会が定める認定校の名称使用の基準に従い、広告・宣伝・勧誘・名刺・ホームページにおいて、「認定校」の名称を正しく用いなければならない。

第 22 条 [履修証明書の発行]

認定校は、F.S.A. Styling Map 検定に対する履修証明書の発行を求める受講者に対し、履修証明書を発行しなければならない。

第 23 条 [受講事前説明]

1. 認定校は、受講希望者に対し必要な情報を説明した後でなければ、受講希望者の受講を受け入れてはならない。
2. 前項の受講事前説明で提供する情報は以下とする。また、それらは書面等で示さなければならない。
 - (1) F.S.A. Styling Map 検定 規約
 - (2) F.S.A. Styling Map 検定 認定校規程
 - (3) 検定の内容と各項目の学習時間数・開催日時・場所

- (4) 担当講師名
 - (5) その他受講内容について必要な情報
3. 当協会は必要に応じて認定校に対し、受講事前説明の実施内容及び状況についての報告、受講案内その他説明資料等の提出を求めることができる。

第 24 条 [財政]

認定校の財政に関する事項については、次の事項を遵守しなければならない。

1. 運営が、財政上健全に行われていること。
2. 納付金にあたる認定校料・教材費等は適当な額であり、事前に定めた以外の納付金は徴収しないこと。

第 25 条 [実務調査に関する報告書]

認定校の現状調査を行い確認するために使用し当協会の参考資料とする目的のため、授業修了後もしくは Styling Map 検定受検後ごとに、認定校実務調査に関する報告書を提出しなければならない。なお、提出された報告書の情報は第三者に開示することはない。

第 26 条 [記録]

認定校は、次に掲げる表簿を備え、受講生名簿ならびに修得単位の記録 10 年間、その他の表簿については 5 年間保存しなければならない。

1. カリキュラム、授業日誌
2. 講師の名簿および出勤簿
3. 受講者名簿、修得単位の記録、出席簿
4. 認定に関わる書類

付 則

2014 年 4 月 1 日施行

2015 年 7 月 3 日改定

2015 年 9 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2017 年 4 月 1 日改定

2018 年 4 月 1 日改定

2019 年 4 月 1 日改定

F.S.A. Styling Map 検定 実施要項 [2019年度版]

※全業種共通 ※企業名・学校名での申込みは「団体申込」となる。 ※試験内容やスケジュールは予告なく変更することがある。

	<ジュニア>レベル	<プレイヤー>レベル	<マスター> レベル
受検資格	(1)なし (どなたでも受検可能)	(1)同業種<ジュニア>レベルの合格者であること。または、他業種<プレイヤー>レベルの合格者であること。 (2)各業種検定セミナー<プレイヤー>レベルを受講していること。	(1)同業種<プレイヤー>レベルの合格者であること。 (2)6ヵ月以上の実務経歴があること。
受検方式	筆記試験 60分 (選択式・記述式) ※30分以降途中退室可、再入室不可	筆記試験 60分 (選択式・記述式) ※30分以降途中退室可、再入室不可	1. 事前課題(報告書、分析シート、コラージュ・テイストスタイリング等) 2. 筆記試験 90分(記述式) 3. 実技試験 60分(模擬セミナー30分／模擬接客 30分) ※60分以降途中退室可、再入室不可
合格基準	70%以上の正解率で合格		①②③で各 A・B・C 評価、各項目 B 以上の評価で合格。 1つでも C 評価がある場合は不合格。
検定料 (税別)	認定校:4,000円 一般:5,000円	認定校:6,000円 一般:7,000円	認定校:12,000円 一般:15,000円
認定証	認定書	認定カード	認定書、認定バッジ
申込期間	当協会及び認定校が設定した期間		受検希望日の1~3ヶ月前の期間
申込方法	当協会及び認定校において、各々の手順に従うこと。		
取消し 変更	検定試験日の14日(2週間)より前まで可能。 14日(2週間)以降は変更及び取消不可。 取消した場合でも検定料の返金は不可とする。		ご入金前まで可能。ご入金後は変更及び取消不可。取消した場合でも検定料の返金は不可とする。
払込方法	銀行振込 ※団体受検の場合は一括支払のみ		
検定詳細	当協会及び認定校が設定した日程・会場(※都度確認)		
合否発表	受検後1ヵ月以内に当協会及び認定校の所定の方法で受検者に「合格」「不合格」を通知。		

※<マスター>レベルは2年の更新制度とする(更新には更新料¥10,000税別の納付及び1. 2. 3. の再試験が必須となる)
また、認定日を2年過ぎると失効となる。<マスター>レベル合格者の中で、希望者は当協会 HP に個人名を記載する

※一般受検者向け／当協会独自開催・・・2019年6月8日(土曜日)／11月9日(土曜日)<1日1回午後>



一般社団法人 日本ファッションスタイリスト協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-18-8 ニュー関口ビル 4F

TEL:03-5464-0810 / FAX:03-5464-0790 / Mail:info@stylist-kyokai.jp / 公式サイト:http://stylist-kyokai.jp/

Step 0

1ヵ月前までに当協会へ受検日を知り 通知 ※各学校・企業のご希望の日時で受検可能

Step 1

団体受検申込み

試験日の
2週間より
前まで

- 検定申込みの受付期間は、検定試験日の14日(2週間)より前までとする。
- 14日(2週間)をきる検定申込みは不可とする。
- 「団体受検申込書」に必要事項を記入し、クラス・コース・部署・店舗などの単位で、試験種別毎に提出すること。
※申込み後、変更及び取消しは、検定試験日の14日(2週間)より前まで可能。
以降の変更及び取消しは受付不可。また、検定料の返金も不可とする。

Step 2

受検票の交付・検定料の納付

試験日の
1週間前まで

- 受検者毎に受検票を交付。各受講校舎や各企業の担当者から受検者へ配布をすること。
- 申込書毎に検定料の請求書を発行する。請求内容に沿い支払期限内に振込みすること。
※振込み期限は、検定試験日1週間前とする。
※振込手数料は申込み団体の負担となる。
※振込み後の検定料の返金は不可とする。

Step 3

検定試験実施準備

試験日の
3~4日前

- 当協会より各受講校舎や各企業の担当者に試験資材一式を送付。
- 到着した試験資材の確認と保管をすること。
- 試験を実施する会場等の準備をすること。

Step 4

検定試験実施・返送

原則当日中

- 当日は、監督者用検定実施マニュアル(別紙)に従い検定試験を実施すること。
- 試験終了後に受検者の試験問題、受検票を回収すること。
- 当協会事務局に回収した上記2点と出欠表、実務報告書を当日中に返送すること。
※未使用の試験問題も返送すること。

Step 5

結果発表

試験当日~
後1ヶ月以内

- 採点と合否判定を行い、1ヵ月以内に合否一覧表を申込責任者へ送付する。
- 合格者には認定証を交付し、申込み団体毎に送付する。
- 受検者に試験結果を発表し、認定証を合格者に渡すこと。



一般社団法人 日本ファッションスタイリスト協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-18-8ニュー関口ビル4F

TEL:03-5464-0810 / FAX:03-5464-0790

Mail:info@stylist-kyokai.jp

公式サイト:http://stylist-kyokai.jp/

F.S.A. Styling Map 検定 認定校申請手続きの流れ

認定校とは

F.S.A. Styling Map 検定 認定校とは、スタイリングを教育する場として、一般社団法人日本ファッションスタイリスト協会(以下、「当協会」という)が定めた施設・セミナー・講師・規程等の必須要件を満たし、業種に応じたスタイリングに関する高度な知識と技術を持つ人材を教育する施設である。学校や企業など様々である。当協会では、適正で信頼性のある教育を行う団体を認定することにより、スタイリング文化の普及と定着を目指している。

▼ 新規申請 申請から承認までのフロー

Step 1

申請書類の請求方法

- 当協会の公式Webサイトの問い合わせフォームにて必要事項を記入し請求。

Step 2

申請書類の提出

認定校新規申請者は、以下の該当書類を当協会に提出すること。

- 認定校申請書(当協会指定)
- 担当講師名簿(履歴含む)
- 授業計画・試験実施予定
- 学校案内

Step 3

書類審査→申請正式受理

- 提出書類が認定校規程に適合しているか、当協会が書類審査を行う。書類審査で問題がないと判断されれば申請を正式受理する。
- 書類の不備があった場合は申請者に書類を差し戻すことがある。

Step 4

訪問視察の調査

- 当協会が授業環境、教室、設備等の視察を行う。

Step 5

承認

- 書類審査、訪問視察の調査結果をもとに認定校承認の可否について決定する。

Step 6

認定校料納付

- 申請承認後、認定校料の請求書を送付。所定の金額を納入すること。
- 認定校料:1年間当たり30,000円(消費税別)

Step 7

認定校としての正式登録→認定校証書の発行

- 認定校料の入金確認をもって認定校として正式登録となり、認定校証書を交付する。
- 同時に当協会公式Webサイトにおいて認定校として掲載する。

Step 8

認定講師について

認定校では、F.S.A. Styling Map 検定 認定校規程において定められた認定講師1名以上が登録講師として在籍し、検定及び検定における教育全般を管理しなければいけない。(非常勤講師可)
認定承認段階で認定講師が不在の場合には、以下のいずれかの対応を行うこと。

- 在籍中の講師が認定講師育成セミナーを当協会本部にて受講し、認定講師としての資格を取得すること。〔認定講師育成セミナーについては、<ジュニア>レベルは原則6時間以上、<プレイヤー>レベルは原則3時間以上かつ<ジュニア>レベルの認定講師育成セミナーを終了している者の受講となる。受講料は1時間当たり10,000円(消費税別)にて実施する。〕
- 当協会にて受講が困難な場合は、別途相談可。当協会から協会本部所属の講師(「本部講師」という)を外向・派遣することが可能である。当協会以外での受講の場合、受講料・出張経費等は相談のうえ決定する。

※ 認定講師は認定校内部の方に行っていただくことを基本としているが、難しい場合は当協会から本部講師を外向・派遣することも可能である。講師料は、1時間当たり5,000円(消費税、交通費別)以上からとする。講師料・出張経費等はコマ数や場所によって都度相談のうえ決定する。



一般社団法人 日本ファッションスタイリスト協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-18-8ニュー関口ビル4F

TEL:03-5464-0810 / FAX:03-5464-0790

Mail:info@stylist-kyokai.jp / 公式サイト:http://stylist-kyokai.jp/

F.S.A. Styling Map 検定 認定講師について

F.S.A. Styling Map 検定 認定講師(以下、「認定講師」という)とは、日本ファッションスタイリスト協会(以下、「当協会」という)により、F.S.A. Styling Map 検定(以下、「当検定」という)を習得するために必要な知識や方法を、専門家として、一般の方々へ指導できる能力を認定する資格である。

<認定講師とは>

F.S.A. Styling Map 検定 認定校(以下、「認定校」という)において当検定に関する講義及び指導を行う。

1. 資格要件

- ・ 業種に応じた実務経験を有すること。
- ・ 認定校からの推薦を有すること。
- ・ 当協会の認定講師育成セミナー及び顔合わせを終了していること。
- ・ 当協会が適格と判断した上で認定講師として認定します。

<注意点>

レベル別、業種別に認定講師を認定するため、他レベルや他業種の認定講師にはなれない。

2. 認定講師育成セミナー

認定講師になる上で必要な専門的知識や能力を学習するためのセミナーである。各レベル、業種ごとに受講する必要がある。認定講師の資格要件となるので、当協会の『認定校申請手続きの流れ』も併せて確認し、受講すること。

<受講方法>

- ・ <ジュニア>レベルは原則 6 時間以上、<プレイヤー>レベルは原則 3 時間以上かつ<ジュニア>レベルの認定講師育成セミナーを終了している者が受講できる。
- ・ 受講料は 1 時間あたり 10,000 円(消費税別)にて実施する。
- ・ 受講人数は 1 回の講義につき、上限 6 名とする。

- ・ 受講にあたり、お一人様当たり1冊のテキストが必要である。
- ・ 当協会以外での受講の場合、受講料・出張経費等は相談し決定する。

3. 継続

認定講師の資格は認定校の届出がない限り、学年度末に自動更新される。業種変更や退職など、変更・取消し事項がある場合は、当協会に必ず連絡すること。

4. 取消し

当協会より認定講師として認定された後においても、下記の事項に該当する場合には即時認定を取消しする。

- ① 届出内容に虚偽があった場合。
- ② 認定講師が社会的に信用を失墜するような事態となった場合。
- ③ 認定校を退職した場合、保持・漏洩・開示・提供・譲渡された場合。
- ④ 認定校が認定講師として不適切だと判断した場合。
- ⑤ その他、当協会の判断で認定講師として相応しくないと判断された場合。

5. 認定講師派遣

認定講師は認定校内部の方に行っていただくことを基本としているが、難しい場合は当協会から本部講師を出向・派遣することも可能である。講師料は、1時間当たり5,000円(消費税、交通費別)以上からとする。講師料・出張経費等はコマ数や場所によって都度相談のうえ決定する。



一般社団法人 日本ファッションスタイリスト協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-18-8 ニュー関口ビル 4F

TEL:03-5464-0810 / FAX:03-5464-0790

Mail:info@stylist-kyokai.jp / 公式サイト: <http://stylist-kyokai.jp/>